

議会運営委員会

日 時 平成 28 年 9 月 13 日 (火) 午後 時 分 ~
場 所 第 3 委員会室

1 9 月 15 日の本会議議事日程等について

(1) 日程

第 1 一般質問

諸報告

第 2 第 1 号議案から第 56 号議案まで (質疑、付託)

第 3 議第 1 号議案について (提案理由説明、質疑、付託)

(2) 諸報告

・健全化判断比率・資金不足比率報告 (市長)

・点検・評価報告 (教育長)

(3) 質疑順序 (第 1 号議案 ~ 第 56 号議案)

(4) 議案付託 (第 1 号議案 ~ 第 56 号議案)

付託表のとおり 付託表は本会議に持参

(5) 議第 1 号議案【別紙 No 1】

議案名

亀岡市における京都府の専用球技場のための亀岡駅北土地区画整理事業組合用地
買収についての住民投票に関する条例の制定について

発議者 酒井議員、三上議員

提案理由説明 議員 (登壇)

質疑

付託 京都スタジアム(仮称)検討特別委員会

2 9 月 16 日 (金) の会議日程について

10:00 ~ 各常任委員会 (審査)

13:30 ~ 京都スタジアム(仮称)検討特別委員会

15:00 ~ 各常任委員会、各決算分科会

3 陳情・要望について【別紙 No 2】

(1) 受理した陳情・要望及び所管

平成 29 年度理科教育設備整備費等補助金予算増額計上について

【総務文教】

陳情書 (宇宙船地球号)【議長供覧】

【裏面につづく】

4 決算特別委員会について

(1) 9月20日(火)の日程

10:00～ 全体会(全員協議会室)

市長あいさつ、会計管理者概要説明

<説明資料>提出予定議案の概要(招集告示日配付済)は全協室に持参

10:30～ 分科会(各委員会室) 事務事業評価は全協室

審査(執行部説明、質疑)

(2) 委員長及び副委員長

委員長：福井副議長

○副委員長：石野議員(総務文教常任委員長)

(3) 事務事業評価対象事業【別紙№3】

5 意見書提出期限について

○9月28日(水)10:00まで

6 議会基本条例の検証及び見直しについて【別紙№4】

7 広報広聴会議の報告について

(1) 議会報告会【別紙№5】

○内 容：9月定例会の決算審査を中心に報告

○日 程：11月8日(火)午後8時から

○場 所：市民ホール

○出席者：全議員

(2) 自治会版わがまちトーク【別紙№6】

○内 容：各自治会からのテーマを基に調整のうえ決定

○出席者：各常任委員から2名を選出(9月定例会の常任委員会で決定)

(3) ソーシャルメディア運用ガイドラインの見直し【別紙№7】

○内 容：フェイスブックの記事掲載について現行の運用に沿って見直すもの

8 その他

(1) 次回議会運営委員会

9月28日(水)14:00～幹事会 終了後議会運営委員会

事前調整 9月28日(水)13:00～(正副議長、正副委員長のみ)

平成 2 8 年 9 月定例会議案付託表（その 1）

付託委員会	議案番号	件 名
総務文教 常 任	1	平成 2 8 年度亀岡市一般会計補正予算（第 2 号）
	6	平成 2 8 年度亀岡市神前財産区特別会計補正予算（第 1 号）
	7	亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	8	亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
	9	亀岡市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について
環境厚生 常 任	1	平成 2 8 年度亀岡市一般会計補正予算（第 2 号）
	3	平成 2 8 年度亀岡市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
	1 0	戸籍の無料証明に関する条例を廃止する条例の制定について
産業建設 常 任	1	平成 2 8 年度亀岡市一般会計補正予算（第 2 号）
	2	平成 2 8 年度亀岡市地域下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
	4	平成 2 8 年度亀岡市上水道事業会計補正予算（第 1 号）
	5	平成 2 8 年度亀岡市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
	5 3	財産の取得についての議決の一部変更について
	5 4	市道路線の認定について

平成 2 8 年 9 月定例会議案付託表（その 2）

付託委員会	議案番号	件 名
決算特別 （総務文教 分科会）	1 1	平成 2 7 年度亀岡市一般会計決算認定について
	1 9	平成 2 7 年度亀岡市曾我部山林事業特別会計決算認定について
	2 3	平成 2 7 年度亀岡市亀岡財産区特別会計決算認定について
	2 4	平成 2 7 年度亀岡市東別院財産区特別会計決算認定について
	2 5	平成 2 7 年度亀岡市西別院財産区特別会計決算認定について
	2 6	平成 2 7 年度亀岡市穂田野財産区特別会計決算認定について
	2 7	平成 2 7 年度亀岡市本梅財産区特別会計決算認定について
	2 8	平成 2 7 年度亀岡市畑野財産区特別会計決算認定について
	2 9	平成 2 7 年度亀岡市馬路財産区特別会計決算認定について
	3 0	平成 2 7 年度亀岡市旭財産区特別会計決算認定について
	3 1	平成 2 7 年度亀岡市千歳財産区特別会計決算認定について
	3 2	平成 2 7 年度亀岡市保津財産区特別会計決算認定について
	3 3	平成 2 7 年度亀岡市篠財産区特別会計決算認定について
	3 4	平成 2 7 年度亀岡市中野財産区特別会計決算認定について
	3 5	平成 2 7 年度亀岡市平松財産区特別会計決算認定について
	3 6	平成 2 7 年度亀岡市井手財産区特別会計決算認定について
	3 7	平成 2 7 年度亀岡市中野平松井手財産区特別会計決算認定について
	3 8	平成 2 7 年度亀岡市西加舎財産区特別会計決算認定について
	3 9	平成 2 7 年度亀岡市東加舎財産区特別会計決算認定について
	4 0	平成 2 7 年度亀岡市宮川財産区特別会計決算認定について
	4 1	平成 2 7 年度亀岡市神前財産区特別会計決算認定について
	4 2	平成 2 7 年度亀岡市北ノ庄財産区特別会計決算認定について
	4 3	平成 2 7 年度亀岡市川関財産区特別会計決算認定について

付託委員会	議案番号	件 名
決算特別 (総務文教 分科会)	4 4	平成 2 7 年度亀岡市千原財産区特別会計決算認定について
	4 5	平成 2 7 年度亀岡市美濃田財産区特別会計決算認定について
	4 6	平成 2 7 年度亀岡市杉財産区特別会計決算認定について
	4 7	平成 2 7 年度亀岡市山階財産区特別会計決算認定について
	4 8	平成 2 7 年度亀岡市印地財産区特別会計決算認定について
	4 9	平成 2 7 年度亀岡市河原尻財産区特別会計決算認定について
	5 0	平成 2 7 年度亀岡市元千歳国分財産区特別会計決算認定について
	5 1	平成 2 7 年度亀岡市国分財産区特別会計決算認定について
	5 2	平成 2 7 年度亀岡市小口出雲財産区特別会計決算認定について
決算特別 (環境厚生 分科会)	1 1	平成 2 7 年度亀岡市一般会計決算認定について
	1 2	平成 2 7 年度亀岡市国民健康保険事業特別会計決算認定について
	1 4	平成 2 7 年度亀岡市休日診療事業特別会計決算認定について
	1 6	平成 2 7 年度亀岡市介護保険事業特別会計決算認定について
	1 7	平成 2 7 年度亀岡市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について
	2 2	平成 2 7 年度亀岡市病院事業会計決算認定について
決算特別 (産業建設 分科会)	1 1	平成 2 7 年度亀岡市一般会計決算認定について
	1 3	平成 2 7 年度亀岡市簡易水道事業特別会計決算認定について
	1 5	平成 2 7 年度亀岡市地域下水道事業特別会計決算認定について
	1 8	平成 2 7 年度亀岡市土地取得事業特別会計決算認定について
	2 0	平成 2 7 年度亀岡市上水道事業会計決算認定について
	2 1	平成 2 7 年度亀岡市下水道事業会計決算認定について
	5 5	平成 2 7 年度亀岡市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
	5 6	平成 2 7 年度亀岡市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議第 1 号議案

亀岡市における京都府の専用球技場のための亀岡駅北土地地区画整理事業組合用地買収についての住民投票に関する条例の制定について

亀岡市における京都府の専用球技場のための亀岡駅北土地地区画整理事業組合用地買収についての住民投票に関する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市における京都府の専用球技場のための亀岡駅北土地地区画整理事業組合用地買収についての住民投票に関する条例

（目的）

第 1 条 この条例は、亀岡駅北土地地区画整理事業組合用地買収の可否について住民の意思を明らかにし、もって市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

（住民投票）

第 2 条 前条の目的を達成するため、住民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

2 住民投票は、住民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

（住民投票の執行）

第 3 条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理執行に関する事務を選

挙管理委員会に委任するものとする。

（住民投票の期日）

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から起算して3月を経過する日までの間の選挙管理委員会が定める日曜日に実施するものとする。

2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を決定したときは、投票日の7日前までに投票日その他必要な事項を告示しなければならない。

（投票資格者）

第5条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、選挙人名簿に登録されている者（以下「選挙人名簿登録者」という。）で、市長及び市議会の議員（以下「議員」という。）の選挙権を有するものとする。

（投票の方式）

第6条 住民投票は秘密投票とする。

2 投票資格者は、投票日に投票事項ごとに1人1票に限り投票することができる。

3 投票資格者は、京都府の専用球技場のための亀岡駅北土地区画整理事業組合用地買収に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、賛成しないときは投票用紙の賛成しない欄に、自ら○の記号を記載して、投票箱に入れなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票資格者は、規則で定めるところにより投票をすることができる。

（投票所における投票）

第7条 投票資格者は、投票日に自ら住民投票を行う場所（以下「投票所」という。）に行き、資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

らない。

2 前項の規定にかかわらず、規則に定める理由により、投票所に自ら行くことができない投票資格者は、規則で定めるところにより投票をすることができる。

（投票）

第8条 投票資格者は、投票日に投票事項ごとに1人1票に限り投票することができる。ただし、投票日に投票することができないと見込まれる投票資格者は、規則で定めるところにより、告示日の翌日から投票日の前日までの間に投票することができる。

2 何人も、投票の内容を陳述する義務はない。

（投票の効力の決定）

第9条 投票の効力の決定に当たっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した者の意志が明白であれば、その投票を有効とするものとする。

（無効投票）

第10条 住民投票において、次の各号のいずれかに該当する投票は無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び賛成しない欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の賛成欄又は賛成しない欄のいずれに記載したのか判別し難いもの
- (6) 白紙投票

（情報の提供）

第 1 1 条 市長は、投票日の 1 0 日前までに、住民投票の趣旨、関連情報、その他住民投票に関し必要な情報を、多様な媒体を活用して一般の縦覧に供するものとする。

2 市長は、住民投票の告示の日から投票日の前日までの間、住民投票の発議の内容を記載した文書、選択肢について説明した文書その他行政上の資料で公開することができるものについて、多様な媒体を活用して一般の縦覧に供するものとする。

3 市長は、必要に応じて討論会、シンポジウムその他住民投票に係る情報の提供に関する施策を実施することができる。

4 市長は、前 3 項に規定する情報の提供および情報の提供に関する施策の実施に当たっては、公平性の保持に努めなければならない。

（投票の促進）

第 1 2 条 市長は、広報その他の手段により、投票資格者に対し、投票を促すよう努めなければならない。

（投票運動）

第 1 3 条 住民投票に関する投票運動は、買収、脅迫その他投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は住民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

2 前項の投票運動の期間は、住民投票の告示の日（以下「告示日」という。）から投票日の前日までとする。

（投票及び開票）

第 1 4 条 前条までに定めるもののほか、投票場所、投票時間、投票管理者、投票立会人、開票場所、開票時間、開票管理者、開票立会人その他住民投票

の投票及び開票に関しては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定により行われる本市の議会の議員又は長の選挙の例によるものとする。

（投票結果の告示等）

第15条 選挙管理委員会は、住民投票の結果が確定したときは、速やかにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長及び市議会議長に通知しなければならない。

（投票結果の尊重）

第16条 市長および議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

（委任）

第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定めるものとする。

附 則

（施行期日）

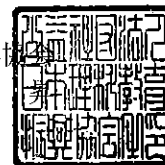
1 この条例は、公布の日から施行する。

（条例の失効）

2 この条例は、第15条の行為の終了をもって、その効力を失う。

都道府県議会 議長 殿
市区町村議会 議長 殿

公益社団法人 日本理科教育振興協会
会 長 大久保



平成 29 年度 理科教育設備整備費等補助金予算増額計上についてお願い

現行の学習指導要領において重要視された理科教育では、〔観察・実験〕が重視され、大幅増の理科授業時数（小学校は 55 時間・16%増、中学校は 95 時間・33%増）が示され、各社の理科教科書においても多くの観察・実験を行うよう掲載されています。27 年 4 月には 2 回目の「理科」学力調査についても、その出題は、普段の理科教育において、十分に観察実験を行っていることを踏まえた内容となっており、益々理科教育においては、〔観察・実験〕に重きを置くようになっていきます。

しかしながら、当協会の調査においては、小中高等学校の理科教育環境はまだまだ十分とは言えず、観察・実験の実践には、設備器具（観察・実験器具）の不足や、薬品や消耗材料の不足、実験準備・後片づけの時間など現場の教師に係る負担など、障害も多くあります。

障害の中でも、学校現場で最も困っていることが、5 年連続で、小中高ともに「観察・実験機器の不足」と挙げられています。理科教育設備整備費等補助金事業は、小中高の観察・実験機器の整備拡充のための予算ですが、補助をうける団体が総事業費の半分以上を負担する事業となっています。

故に、積極的に理科教育設備整備費等補助金を取り込み、観察実験機器の充実に着手されている自治体とそうでない自治体との地域格差も懸念されます。

貴自治体管轄の小・中・高等学校の理科教育環境はいかがでしょう。大幅に時数増となった理科教育について、充実した観察・実験授業を児童・生徒に体験させることができているでしょうか。小中高の理科教育の実態について、教育委員会に確認していただきたいと思います。

（別紙、今年度調査を踏まえて「観察・実験こそ理科教育の基本です」パンフをご参照ください）

当協会では、新しい理科教育の実現のため「理科室へ行こう！理科室で観察・実験をしよう！」奨励活動を推進しております。

貴自治体管轄の全ての小・中・高等学校 理科教育環境整備向上のため、積極的な予算措置を、お願い申し上げます。

設置者で用意された理科設備品購入予算の枠内で国の補助金に応募すれば、同額が補助金として交付され、2 倍額の設備品の整備ができることになります。

【本件のお問合せ先】

公益社団法人 日本理科教育振興協会 常務理事 石崎
〒100-0052 千代田区神田小川町 3-28 昇龍館ビル 4F
TEL：03-3294-0715 E-mail：info@japse.or.jp

議会基本条例検証結果一覧

凡例：A（達成）・B（一部達成）・C（未達成）・-（対象外）								
章	見出し	条	条文	現状の課題、問題点など(事前提出)	評価に際しての主な意見	評価	今後の方向性	
第1章 総則	目的 議会の役割	第1条	この条例は、議会及び議員に係る基本事項を定め、市民の信頼に応える責任ある活動により亀岡のまちづくりを推進し、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。		第3章以降の各条項の検証経過を踏まえ、総括的な視点で評価を行う。	A		継続
		第2条	議会は、市民の代表で構成する市の意思決定を行う <u>議事機関</u> であり、議決の責任を負う。（H26一部改正）			A		継続
			2 議会は、行政活動の監視及び政策の立案を行う。			A	・政策立案に関してさらに検討を加えていく必要がある。	継続
第2章 議会及び議員の活動原則	議会の活動原則	第3条	議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。			-		-
			公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会運営を行うこと。			A		継続
			市民に積極的な情報公開を行うとともに、説明責任を果たすこと。			A	・第6条第2項（積極的な情報公開等）で確認した現状の課題を踏まえた取り組みの充実を図る。	継続
			自由闊達な討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。			A	・第14条（自由討議による合意形成）の評価を踏まえ、継続して取り組む。	継続
			市政への市民参加を推進すること。			A	・さらに取り組みの充実を図る。	継続
			<u>市民の意見を的確に把握し、市長等との対論を通じて、より良い政策及び施策の実現につながるよう努めること。</u> （H26一部改正）	市長との論戦を通じて新しい政策を立案できるための場をつくるべき。（緑風会） 色んな市民グループ、団体との意見交換等、まだまだ不十分である。（公明党） 市の重要な施策について、執行機関からの速やかな情報提供を求めることを議会の活動原則としてはどうか。		A	・市長等と議論できる場を新たに設けるべきである。 ・重要な政策に係る速やかな情報提供を求めることは必要である。	継続
	議員の活動原則	第4条	議員は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。			-		-
			議会が言論の場であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重すること。			A		継続
			市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。			A		継続
			議会の構成員として、一部の団体又は地域等に偏ることなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。			A		継続
	会派	第5条	議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。			A		継続
			2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。	「第2章・活動原則」の規定として、会派はどのように活動すべきなのかを明確化するべきと思われる。	・ 会派の役割（政策研究や議会運営上の調整等）を規定化することにより、議会基本条例で会派を位置付ける意義が明確になるのではないか。	A		継続

議会基本条例検証結果一覧

章	見出し	条	条文	現状の課題、問題点など(事前提出)	評価に際しての主な意見	評価	今後の方向性	
第3章	市民と議会の関係	第6条	議会は、会議を原則公開とする。		・幹事会を非公開としている。 →幹事会は内規に基づく非公式の会議であり、公式な会議は全て公開としている。	A		継続
			2 議会は、市民に対し積極的に議会審議等に係る情報を公開及び提供し、説明責任を果たさなければならない。	マイク・カメラ等操作システムの老朽化に係る更新を課題としている。 会議録のタイムリーな公開を課題としている。	・ 議場システムの更新は、情報公開を推進するための前提となる事項であり、 会議録の公開はニーズが高い。 ・ 委員会中継を拡充していくべきである。 ・ 議場システムの老朽化更新、 会議録作成対応等についても予算が伴うことから、議会活性化検討項目に含めて今後検討してはどうか。	A	・【活性化】インターネット中継等における手話の実施（長期）、議会だよりの一般質問掲載スペース充実（中期） 【議会活性化検討項目に追加】 ・ 議場システムの更新 ・ 委員会中継（配信）の拡充 ・ 会議録のタイムリーな公開	継続
			3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、専門的知見又は政策的意見を討議に反映させるよう努めるものとする。			A		継続
			4 議会は、請願及び陳情を政策提言と位置付け、その審議等において、当該請願又は陳情の提出者が希望した場合は、その意見を聴く機会を設けることができるものとする。（H26一部改正）			A		継続
			5 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。（H26追加）		・議会モニター制度及び大学との政策連携の導入に向けて、短期で取り組むべきである。 →参考人制度との整合等、どのように考えているか。	A	・【活性化（中期）】議会モニター制度の導入検討、大学との政策連携の導入検討 評価意見を踏まえ、議会活性化の中で検討を進めていく。	継続
	議会報告会等	第7条	議会は、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映させるため、議会報告会を毎年開催するものとする。（H26全改）	「説明責任」→意見に対して回答できない場合等の取り扱いを整理すべき。後日回答すると発言した場合、いつまでに、誰がどのように回答するのか。 「市民意見の議会活動反映」→聴取した意見を所管委員会へ送付するのみで、意見処理後の対応が未整備。	・ 後日回答とされる場合や自治会・参加者から回答要望される場合等、取り扱いを明確化すべきである。 ・ 委員会の意見処理結果を議会として共有し、広報や政策提言に生かしていくような仕組みづくりが必要ではないか。 ・ 所管委員会で整理できない場合等もあり、議会としての対応を協議すべきである。	A	課題事項 に関して、議会運営委員会の意見としてまとめたものを広報広聴会議に送付し、検討を依頼する。（運用基準で整備）	取組検討
			2 議会は、議会の政策形成等に関して、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。（H26追加）	まだまだ不十分である。さらに積極的に各種団体等との意見交換の場を持つよう取り組みを検討すべき。（公明党） →わがまちトークの今年度方針（H28.6.22議運報告） ・自治会へ開催テーマ等募集 ・各種団体へ開催テーマ等募集	・各種団体との意見交換会に関して、目的を持たずに意見交換会を行っても成果をあげることではない。 ・市政の課題に沿ってピックアップしたテーマに絞って行うべきであり、対象とする団体も多種多様にある中、取り組み方法について整理すべきである。	A	意見交換会の目的の明確化、取り組み方法に関して整理するよう、議運の意見として広報広聴会議に報告する。	継続
第4章	議員と市長等の関係	第8条	議会審議における議員と市長等は、次の各号に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなくてはならない。	各議員が問題意識を持って市長等と論戦すべきである。（緑風会）	・ 議会改革を進める上で最も大切なことであり、議会は問題意識をもって市長と対峙すべきである。 ・それは議員としての使命であり、市長等も緊張感をもって適切に対応されている。	A		継続
			議員は、本会議における一般質問等を行うに当たっては、市政の課題に関する論点及び争点を明確にして行うものとする。（H26一部改正）	通告書の具体的な記入、一問一答制の展開等による積極的な取り組みの反面、通告書にない質問に対する答弁の取り扱いが不明確となっている。（通告外であるとの答弁拒否、又は、議員と理事者の事前すり合わせによる答弁との整合等）	・ 通告段階において、答弁を想定して論点を深めるための組み立てをするのは難しく、これ以上、通告書を具体化するようなことではない。 ・重みをもって市長や副市長の答弁を求める場合には、それに対応してもらいたい。	A	通告外の取り扱いについては、議長 の議事整理において、質問の要旨の範囲内かどうかで判断されるものである。	継続
			本会議及び委員会に出席した市長等及びその他の職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問又は質疑に対して反問を行うことができる。（H23一部改正）			A		継続

議会基本条例検証結果一覧

章	見出し	条	条文	現状の課題、問題点など(事前提出)	評価に際しての主な意見	評価	今後の方向性	
	議会審議における論点の明確化	第9条	議会は、市長が提案する重要な政策等について、議会審議における論点を明確にし、その水準を高めるために、市長に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。 提案の理由及び経緯 他の自治体の類似する政策等との比較検討 市民参加の実施の有無とその内容 総合計画との整合性 政策等の実施に係る財源措置 将来にわたる政策等のコスト計算		・ 条文に沿った運用のしくみはない。個々の審議の中で対応している状況である。 ・ 制度的に保障した規定として、運用していけばよい。	A		継続
			2 議会は、提案される予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう求めるものとする。		・ 審査を円滑に進めるためにも、資料請求が予想されるものについては、執行部は前もって対応されるべきである。	A	・ 追加資料を請求した事項については、次年度以降の説明資料作成に配慮されるよう、議長から市長に申し入れる。	継続
	政策執行に対する評価	第10条	議会は、市長等が行う政策について、市民福祉向上の観点から不断に点検するとともに、その有効性及び効率性等について評価しなければならない。	通年議会を念頭に、予算・決算のあり方を検討すべき。（公明党） 決算事務事業評価実施の目的と効果の検証が必要では。	・ 事務事業評価は継続していくべきである。ただし、評価シートの評価項目の区分や視点、評価結果の分類等に関しては見直しが必要である。 ・ 評価結果に関して、議会の意思、意図が示せるような表現に見直すべきである。	A	【議会活性化（短期）】予算・決算審査方法の見直し検討 ・ 決算事務事業評価シートの見直し（平成28年9月定例会～） ・ 決算事務事業評価は、現状、各分科会において3項目を目途として必要な項目数を設定し、実施していく。	継続
	閉会中の文書質問	第10条の2	<u>議員は、閉会中に、市の一般事務について、議長の許可を得て文書により質問することができる。</u> （H24追加）	閉会中は、継続審査中の委員会活動以外、議会は法的な活動能力を持たないとされているため、質問は事実上の取扱いとみなされる。（会期中に行う一般質問とは同類に扱えない。） 他自治体では、一般質問できない議員の補完措置として、会期中の文書質問が制度化（会議規則に規定）されているケースが多い。 → 導入目的、実績・効果の検証から、見直しを協議してはどうか。	・ 議会全体で課題共有するために、事実関係を明確にすることが導入時の目的である。 ・ 議会活動を市民に知ってもらう観点からも、議会や市民に対してどの程度認識されているのか、その検証も必要である。 ・ 通年議会と合わせて提案された制度であるが、会期制の下で法的に整合した制度となるよう見直すべきである。文書として記録する面での課題もある。 ・ 一般質問を自由に行える中、必要な制度なのか、法的に整合しないなら一旦廃止して、通年化と合わせて一から議論し直すべきである。 ・ 文書質問を不要とすることで意見は一致しない。現状においてより適した方法に見直すべきである。 ・ 導入目的に沿って、実施主体を議会と改めることにより、議会意思としての重要性、公開性は高まり、議会の機能強化につながるのではないか。 ・ 議会として実施する場合の合意形成には問題が生じる。通年議会のもとで議員の権限として実施できればよいが法的に整合しないなら仕方がない。 ・ 例えば議運や常任委員会の閉会中継続審査を活用して運用することができれば、法的な課題はカバーできるのではないか。また、記録に関しては、本会議の諸報告で取り扱うことなども考えられる。	A	・ 現行の会期制のもとで導入目的を実現する手法として、議会を実施主体として運用を改めることにより、文書質問制度を今後も継続していく。（条文改正） ・ 議会を実施主体とする場合に、具体的にどのようにして文書質問を行うのか、実施方法を検討する。（運用基準の整備）	取組検討 条項改正
	決議等への対応	第10条の3	<u>議会は、本会議において可決した決議及び採択した請願が市政執行に関するものであるときは、市長等に対し、当該決議及び請願に関する事後の状況、対応等を遅滞なく報告するよう求めるものとする。</u> （H26追加）			A		継続

議会基本条例検証結果一覧

章	見出し	条	条文	現状の課題、問題点など(事前提出)	評価に際しての主な意見	評価	今後の方向性	
第5章 議会の機能の強化	96・2 議決事項	第11条	地方自治法第96条第2項の議会の議決事項は、議会が、市政における重要な政策の決定に参画する観点と、市長の政策執行上の必要性を比較し、別に条例で定める。	第96条第2I項について、積極的に議論し、増やすべきである。（緑風会）	・ 政策決定への議会の参画のあり方、根拠法令の解釈、議会の審議体制確保の観点から、各計画等について過去に検討された経過がある。	A	・ 必要があればその都度取り上げて議論していく。	継続
		第12条	議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。			-		継続
			2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。					
			3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。					
第6章 議会の運営	定例会の回数及び会期	第13条	定例会の回数及び会期は、議案の審議等にあたり、議会の機能を十分発揮できる期間を確保し、決定する。 2 定例会の招集の回数は、別に条例で定める。	定例会の回数を2回にすべき。（緑風会）	・ 通年化に向けて、まずは予算・決算に分けた2期制を導入すべきである。 過去における会期の見直し検討の結果、現行の4定例会制を維持する中で、議会の審議時間を確保する方向性が示されてきた。それにより、これまで議会機能は果たしている。ただし、今後の方向性として2期制、通年制について協議していくべきである。	A	・ 【活性化（長期）】通年議会の導入検討 2期制を含め、会期の見直しを継続して検討する。	継続
		議員間の自由討議	議員は、議会が自由な議論を行う場であることを認識しなければならない。			A		継続
			2 議員は、議会の運営及び議案等の審議又は審査において、 <u>議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くし、議会の意思を決定しなければならない。</u> （H26一部改正）	現状では、討議を行う目的が共有されていない場合があり、自由討議の目的を明確化し、論点を示す運用が必要と思われる。	・ 意見交換で終始したり議事の混乱等を招くこともあることから、議案審査において実質的な討議が行われ、円滑に議事進行されるよう、認識を共有すべきである。 ・ 委員会によって少し差があるようにも感じられる。	概ねA	・ 議案審査等における自由討議の実施要領等を運用基準で整備する。	取組検討
			3 議員は、議員相互間の自由討議により合意形成し、政策立案、政策提言等を積極的に行うよう努めるものとする。（＂）	政策研究会の条文化が必要である。（新清流会） 政策研究会のあり方を検討する必要がある。（柔軟性を重視するため、H28.3会議規則改正により「協議調整の場」から削除、位置づけがない状態である。） →政策研究会の設置に当たっては、法100 の「協議調整の場」及び、会派又は議員の政策研究（法100 政務活動費）との整合を図る必要がある。	・ 自由に行動することのできる場として条文化してはどうか。 ・ 提言だけではなく条例提案の成果を求めるのであれば条文化すべきであるが、現状の取り組みではその必要はないのではないかと。 ・ 会派を横断して研究しようとする意図であるが、会派は政策集団であることから、まずは会派を第一として政策研究に努めることが必要であり、そこから委員会で深めることができる。現状での条文化は難しい。 ・ 政務活動費の範囲内において会派やそれぞれの議員の立場で十分にその役割を果たしている。会派の役割の一つとして、そのような政策研究がある。 ・ 政務活動費の整理が難しい。費用弁償の対象外であるが、議員派遣や公務災害補償等、会派活動とも整合するよう整理すべき課題が様々にある。	B	政策研究会のあり方を検討する。ただし現状では規定整備を方向性とししない。	取組検討

議会基本条例検証結果一覧

章	見出し	条	条文	現状の課題、問題点など(事前提出)	評価に際しての主な意見	評価	今後の方向性	
	委員会活動	第15条	委員会は、その特性を活かし、専門的及び具体的な議論により、議案等の審査及び所管事項に関する事務の調査を行わなければならない。(H26一部改正)	監査委員は常任委員会に所属しないこととしているが、実際には委員外議員として委員会活動に参加している現状があり、行政視察への参加等の根拠が不明確となっている。 標準条例では、議員の常任委員就任規定があることから、一般的に常任委員就任は、議員の義務と解されており、議員報酬に含まれるものと考えられる。 委員長・委員任期1年の運用は、委員会の専門性・具体性が発揮されないのでは。(定例的な会派幹事の交代、役選による条例任期の形骸化)	・ 議員定数の削減に伴い、委員会活動を充実するという経過を踏まえ、委員会の体制整備の観点から検討願いたい。 ・ 監査委員に関しては、決算審査の重複を配慮したものであるが、実態として常任委員会参加の根拠が不明確であり活動として支障がある。常任委員就任は議員の義務とされていることも勘案し、元通り常任委員に就任する方向に見直すべきである。 ・ 正副委員長に関しては、任期当初に申し合わせを確認しているので、次期任期(第17期)からの整理とすべきである。	B	・ 監査委員は常任委員に就任する。 (来年の議会構成から変更) → 委員会条例の改正 ・ 正副委員長の任期は、当面申し合わせのとおり運用し、第17期からの見直しとして検討する。	取組検討
		第16条	議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用し、 <u>広く市民の議会や市政に対する関心を高めるよう、効果的な広報広聴活動に努めるものとする。</u> (H26全改)	フェイスブックは運用基準のとおり運用されていない。基準を見直すべき。(共産党)	・ 現在、広報広聴会議においてフェイスブックガイドラインの見直しが協議されている。 ・ 評価としては、広報広聴会議の体制により、多様な手段を活用して市民の関心を高めるための効果的な広報広聴活動が行えているかの視点で行う。	A	・ 条文に沿って今後どのように充実するのかという課題がある。	継続
		第17条	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。		・ 議員団研修の開催に当たり、各議員に対して講師の希望等を聞いてもらいたい。	A	・ 研修内容等に関して議員の希望を聞く。	継続
	議会事務局	第18条	議会は、 <u>議会の政策形成機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。</u> (H26全改)	議会事務局の強化(増員)をすべき。(緑風会)	議会事務局の強化を求めているのは、今後さらに政策提案の実現や議員の政策研究活動を支援できるよう、充実すべきとの趣旨である。 ・ 事務局職員は執行部局の職員とは区別される。法務担当職員の配置が必要である。	A	・ 今後さらに議会事務局の機能を充実強化していくことを確認する。	継続
			2 <u>議長は、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。</u> (H26追加)	議会の立案能力を充実すべき(事務局職員の増員と研修等の充実)(緑風会)	議員から議長に申し出て充実させていくべきである。 ・ 議会で取り扱う協議事項が多岐に渡っているので強化すべきである。	A	・ //	継続
	第7章 議員の政治倫理及び待遇等	第19条	議員は、市民の厳粛な信託に応じるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員としての品位を保持しなければならない。		・ 各議員が政治倫理条例の理解を深められるよう、そのための機会を持つべきである。	A	・ 【活性化(長期)】政治倫理条例の見直し	継続
			2 議員の政治倫理は、別に条例で定める。					
		第20条	議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮するものとする。			A		継続
			2 議員定数は、別に条例で定める。					
	議員報酬	第21条	議員は、議員報酬が市民の負託を受けた議員の職務遂行に対し支給されるものであることを自覚しなければならない。		・ 現行額で10年経過する。今後十分に検討していくべきである。 ・ 報酬審議会への諮問、答申を経てきた経過を踏まえ、慎重に取り扱うべきである。	A	・ 【活性化(長期)】議員報酬の検討	継続
			2 議員報酬は、別に条例で定める。					

議会基本条例検証結果一覧

章	見出し	条	条文	現状の課題、問題点など(事前提出)	評価に際しての主な意見	評価	今後の方向性	
	政務活動費	第22条	政務活動費は、政策の立案及び提案並びに市政に関する調査研究その他の活動に資するために交付するものとする。(H25一部改正)			A	・【活性化(中期)】政務活動費の増額検討	継続
			2 政務活動費の交付に関する条例に定めるところにより、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、これを適正に執行しなければならない。(H25追加)					
			3 議会は、政務活動費の使途について公開しなければならない。					
第8章	最高規範性及び検証等	第23条	この条例は、議会における最高規範である。			A		継続
		第24条	議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。(H26全改)	定期的な検証の機会を運用基準で2年ごとに設定しているが、その必要性を確認してはどうか。(必要があると認める場合等に見直す等)	・ 前回の見直しでは、不断の検証・必要な見直しとするのか、定期的な検証機会を制度的にもつのか検討された結果、明確にそのような機会をもつべきとの結論に至り、現規定に改正した経過がある。また、手法として外部評価による市民意見や第三者意見を取り入れる動向もある。	A	・ 2年ごとの評価、見直しは必要である。	継続

議会報告会 開催要項

(平成 2 8 年 9 月定例会)

趣 旨	平成 2 8 年 9 月定例会の決算審査を中心に報告を行う。
開催日時	平成 2 8 年 1 1 月 8 日 (火) 午後 8 時 ~
開催場所	亀岡市役所 市民ホール
参加対象	亀岡市民等
案内方法	「市議会ホームページ」「議会だより」「フェイスブック」「市おしらせ」「各報道機関」等
出席議員	全議員
役割分担	会場設営等準備撤収は広報広聴会議委員 報告の役割分担は別途
次 第	別紙のとおり
そ の 他	・ 議員紹介は口頭では行わず、次第の裏面に委員会名簿を印刷して配付することで紹介に代える。 ・ 基本的に議員の個人の意見は発言しない。

議会報告会（市民ホール）

開 催 次 第

司 会（広報広聴会議委員長）

- | | | | |
|---|-----------|-------|-------|
| 1 | 開 会 | | 1 分 |
| 1 | 開会挨拶 | (議長) | 3 分 |
| 1 | 出席議員紹介 | | |
| 1 | 議会報告 | | |
| | 決算特別委員会 | (委員長) | 2 0 分 |
| | 総務文教常任委員会 | (委員長) | 5 分 |
| | 環境厚生常任委員会 | (委員長) | 5 分 |
| | 産業建設常任委員会 | (委員長) | 5 分 |
| 1 | 質疑応答 | | 2 0 分 |
| 1 | 閉会挨拶 | (副議長) | 1 分 |
| 1 | 閉 会 | | |

- | | | |
|---|--------|--------------|
| * | 受付担当 | (富谷)(並河) |
| * | 写真担当 | (竹田)(奥村) |
| * | 要約筆記担当 | (奥村)(富谷) |
| * | マイク担当 | (並河)(富谷) |
| | 集合時間 | 1 9 時 |

平成 2 8 年度

「わがまちトーク」(自治会版)

平成28年8月29日現在

[illegible]

わがまちトーク班編成及び役割分担

開催日・会場	千歳町 10.27(木) 20:00 ~ (千歳町自治会館)	本梅町 10.29(土) 13:30 ~ (ほんめ町ふれあいセン ター)	千代川町 1.14(土) 20:00 ~ (千代川町自治会館)	東本梅町 1.17(火) 20:00 ~ (東本梅町ふれあいセン ター)	畑野町 1.18(水) 20:00 ~ (畑野町公民館)
司 会					
開会挨拶					
総務文教常任委員会	議員	議員	議員	議員	議員
	議員	議員	議員	議員	議員
環境厚生常任委員会	議員	議員	議員	議員	議員
	議員	議員	議員	議員	議員
産業建設常任委員会	議員	議員	議員	議員	議員
	議員	議員	議員	議員	議員
閉会挨拶					
受付担当					
写真担当					
要約筆記担当					
マイク担当					
会場責任者					
集合時間	19:00	12:30	19:00	19:00	19:00
事務局					

亀岡市議会ソーシャルメディア運用ガイドライン新旧対象表

現行	改正後（案）
5．掲載事項 亀岡市議会から発信する情報は、次に掲げるもののうち、管理権限を有する者が必要と認めたもの、及びその概略とする。 (1)会議日程 (2)議案 (3)審査内容 (4)議決事項 (5)議会報告会及び、市民との意見交換会の案内 (6)広報部会で決定された、議会だよりに掲載される事項 (7)市民からの意見に対する返答	5．掲載事項 亀岡市議会から発信する情報は、次に掲げるもの及び管理権限を有する者が必要と認めたもの_____とする。 (1)会議日程 (2)議案 (3)審査内容 (4)議決事項 (5)議会報告会及び、市民との意見交換会の案内 (6)広報部会で決定された、議会だよりに掲載される事項 (7)市民からの意見に対する返答 <u>(8)議長公務及び議会の活動報告</u>